

放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援交付金)にかかるQ&A (「令和6年能登半島地震」関係)

番号	質問内容	回答
1	放課後児童クラブが被害に遭い、災害発生後に開所できなかった日がある場合、交付金の算定はどのように行えばよいか。	交付金の算定に当たっては、開所できなかった日があった場合でも、もともと開所の予定があり、被災によりやむを得ず開所ができなかったものについては、開所したのものとして交付金を算定して差し支えない。
2	被災による避難等により登録児童数が減った場合、交付金の算定に当たっては、当該児童数を一の支援の単位を「構成する児童の数」に含めずに算定するのか。	被災により登録児童数が減ったクラブの交付金の算定に当たっては、被災による避難等の影響により、国庫補助額が減額とならないよう取り扱って差し支えない。 具体的には、 ①児童数の減を勘案すると国庫補助額が従前より減額となる場合…減少した児童数を一の支援の単位を「構成する児童の数」に勘案せずに算定 ②児童数の減を勘案すると国庫補助額が従前より増額となる場合…減少した児童数を一の支援の単位を「構成する児童の数」に勘案して算定
3	被災地からの避難児童を受け入れたことにより、登録児童数が増えた場合、交付金の算定に当たっては、当該児童を一の支援の単位を「構成する児童の数」に含めて算定するのか。	被災地からの避難児童を受け入れたことにより、登録児童数が増えたクラブの交付金の算定に当たっては、被災による避難等の影響により、国庫補助額が減額とならないよう取り扱って差し支えない。具体的には、 ①児童数の増を勘案すると国庫補助額が従前より減額となる場合…受入れにより増加した児童数を一の支援の単位を「構成する児童の数」に含めずに算定 ②児童数の増を勘案すると国庫補助額が従前より増額となる場合…受入れにより増加した児童数を一の支援の単位を「構成する児童の数」に含めて算定 なお、利用定員を超えて、被災地からの避難児童を受け入れることについては、利用者の支援に支障が生じない範囲においては、柔軟に取り扱って差し支えない。